



SANJO ROTARY CLUB

三条ロータリークラブ 週報 No. 34

2012.3.21 (No.2678)

第2560地区ガバナー／石本 隆太郎
会長／山田 富義
会長エレクト／杉山 幸英(クラブ奉仕A)
副会長／丸山 行彦(クラブ奉仕B)
幹事／小出子恵出
S A A／伊藤 寛一
会計／明田川賢一

例会日／毎週水曜日 12:30～
例会場及び事務局／
三条市旭町2-5-10 三条信用金庫本店内
例会場／TEL 34-3311
事務局／TEL 35-3477 FAX 32-7095

E-mail : sanjo-rc@cpst.plala.or.jp
<http://www.soho-net.ne.jp/~rotary/>
(~はshiftを押しながら“へ”的キーを押してください)

■本日の出席会員数：56名中34名
■先々週出席率：89.09%

【ゲスト】

- ・三条公証役場
公証人 永井敏夫 様

【先週のメークアップ】

- [3.15] 三条ロータークトへ
・丸山行彦さん、 成田秀雄さん
・渡辺良一さん
- [3.18] 村松RC創立50周年式典へ
・山田富義さん、 平原信行さん



「こころの中を見つめよう 博愛を広げるために」
2011～2012年度国際ロータリーのテーマ

「五、十の市」



西山徳芳 会員より

会長挨拶

山田富義 会長



皆さん今晚は、挨拶申し上げます。
本日のお客様は、卓話をお願いしてあります三条公証役場公証人 永井敏夫様です。宜しくお願いします。

お彼岸になっても中々暖かくなりませんが、昨年の春に、我が家の中庭に植えた「ふきのとう」が雪消えと共に出ていました。

昨日の夕食に「ふきのとう」の天ぷらにして、美味しく食べました。

先日3月18日(日)、村松ロータリークラブ50周年記念式典に出席してきました。三条4クラブ一緒にジャンボタクシーに乗って、会場の「さくらんど会館」へ向かいました。村松町中に入つてから、カーナビの指示で走っている内に狭い道路に入り込み、Uターンして「さくらんど温泉」方面に向かいました。途中、会場らしい体育館の管理者に運転手が尋ねた所、またまたUターンをして最初の場所を通過して、目的地に到着しました。カーナビは時々遠回りをしたり、狭い道路を通る事があります。カーナビを信用して我慢する事が大切だと思いました。

村松ロータリークラブは会員9名です。50周年記念誌は無く、プログラムはコピーで手作り、肃々と50周年式典が開催されました。

村松ロータリークラブは、1962年（昭和37年）新津ロータリークラブをスポンサーとして地区会員22名で設立され、現在会員9名で活動しています。村松ロータリークラブは2560地区、数少ない村松商業高等学校インタークトクラブを有し、今回50周年式典では駐車場整理係として手伝い、又、祝賀会場では、若くて爽やかな美女達はコンパニオンではなく、私立保育園の保母さんが飲み物を運ぶ手伝いをしていました。

村松ロータリークラブは地域活動を通じて、地域の人達と共に支えられるクラブだと思いました。

三条クラブからは、平原会員と私、2人出席でした。平原会員は周年式典地区大会、地区協議会は、今回の村松ロータリークラブ50周年出席で、98回目の参加になるそうです。

今年度中に100回出席を達成するそうです。

4月22日(日)地区大会、5月26日(土)五泉RC50周年、6月日(土)小千谷RC50周年もあります。

新入会員の皆様も是非積極的に出席して下さい。ロータリーの勉強にもなりますし、良い事もあります。

幹事報告

小出子恵出幹事

◎石本ガバナー事務所より

「4月ロータリーレートのご案内」

4月1日より 1ドル=82円（現行78円）

◎鈴木ガバナーエレクト事務所より

「2012－13年度 地区協議会のご案内」

日 時 5月20日(日)

登録 9:00～

協議会 10:00～（セッション 14:00～）

懇親会 17:00～

会 場 アオーレ長岡他

※本日、出席対象者へご案内をお配りしました。

ご出席よろしくお願ひ致します。

◎五泉RCより

「創立50周年記念式典のご案内」

日 時 5月26日(土)

登録受付 13:30～

記念式典 14:00～

祝賀会 15:00～

会 場 五泉マリエール

◎次週26日(月)は「市内4RC合同例会」です。

12:30～／ハミングプラザVIP

28日(水)の例会は、合同例会に振替致します。

※通常例会はお休みです！

ニコニコBOX

山田富義さん

三条公証役場公証人 永井敏夫様、卓話よろしくお願いします。

吉井直樹さん

昨日、成人式に娘がお世話をになりました。新成人の成長に期待します。

小出子恵出さん

「暑さ寒さも彼岸まで」と聞いていたのですが、昨日・今日と積もる程の雪です。フキノトウの顔が見たいものです。

公証人 永井様、卓話ありがとうございます。

小林敬典さん

気候は春になっているのにいつまでも雪が降ります。寒さだけは参ってしまいます。

しかし身体だけは着実に回復しています。唯々感謝です。

樺山 仁さん

3月半ばを過ぎても未だ寒い日が続きます。桜の蕾もまだ小さく、春ももう暫く待つようです。

本日は永井様の卓話を期待しております。

佐野勝榮さん

永井様、ようこそいらっしゃいました。

よろしくどうぞ。

渡辺勝利さん

春の訪れの早からんことを願って。

渋谷健一さん、 小越憲泰さん、 杉山幸英さん、

斎藤真澄さん、 明田川賢一さん、 米山智哉さん、

渡辺 稔さん、 熊倉博之さん、 丸山行彦さん、

五十嵐昭一さん、 会田二朗さん、 高橋 司さん、

若槻八十彦さん、 松永一義さん、 佐藤純二さん、

渡辺良一さん、 関川 博さん

永井様、本日は卓話ありがとうございます。

お話し楽しみしております。

卓話

「相続・遺言についてのお話し」



三条公証役場

公証人 永井敏夫 様

ただ今ご紹介頂きました、三条公証役場で公証人をやっております永井敏夫です。

少し自己紹介をさせて頂きまして、実は私のひいおばあさんが

柏崎の出身でございまして、子供の頃、非常に雪が深くて二階から出入りした話をよく聞いておりました。私のひいおばあさんは長生きをしまして、昭和38年に亡くなつたんですが94歳でした。よく新潟のことは聞いていたものですから、新潟に就いて3年ほどになりますが、非常に人情細やかといいところだなあと、いう感じであります。

本日は三条ロータリークラブの卓話にお招き頂きまして誠にありがとうございます。時間が30分ということなので、その中でできるだけ皆さんの参考になるようなお話をできればと思っております。

まず、公証制度について若干のお話をさせてもらおうと思います。

公正制度の効力としては、紛争予防機能が非常に大きな仕事であります。裁判とかをやるのではなくて、その前に知的に紛争を予防しようということが大きな目的でございます。そういう中で公証制度をうまく活用、あるいは利用すれば、そういった機能が果たせるのではないかと思っています。

取扱事務は、大きく分けると3つございます。①公正証書の作成、②認証、③確定日付の付与、これが大きな仕事の内容でございます。これは大きな公証制度であって、皆様の仕事の関係でうまく組み合わせて、事案によって公正証書を作った方がいい場合、認証でいい場合、確定日付でいい場合、とありますので使っていただければいいと思います。

1 公証制度について

(1) 公証役場

公証人が執務する場所

全国 291か所 498人

新潟 5か所 7人

(新潟市、長岡市、上越市、三条市、新発田市)

(2) 取扱事務

① 公正証書の作成

ア 契 約

公正証書によらなければならないもの
…任意後見契約、事業用定期借地権設定契約
私署証書でも公正証書でもよいもの
…死後事務委任契約、金銭消費貸借契約、
離婚給付等契約など

イ 単独行為

遺言、マンションの規約設定

ウ 事実実験

特許に係る工業用薬品の生成実験、尊厳死宣言、銀行の貸金庫の開扉など

② 認 証

ア 定款の認証

株式会社、一般社団法人などを設立するとき

イ 私署証書（私文書）の認証

離婚時の年金分割合意書、外国に提出する書類など

③ 確定日付の付与

私署証書（私文書）に変更できない確定した日付の印章（確定日付印）を押印して付与（効力）私署証書（私文書）に確定日付印を押印することにより、その文書が、その確定日付印を押印した日に存在することを証明するもの。

(3) 公正証書の効力

- ① 証拠力…文書として反証のない限り、完全な証拠力がある。…紛争予防機能
- ② 執行力…金銭債務について強制執行ができる債務名義を持つ。…紛争解決機能
- ③ 心理的圧迫力…金銭債務については強制執行力があることから、無言のうちに履行せよとの心理的な圧迫がかかる。

次に、相続と遺言の話をさせていただきます。

三菱UFJ信託銀行が募集した遺言川柳が、実によく世相を詠っています。

遺言川柳（三菱UFJ信託銀行が募集）

遺言と いう生涯の 決算書

遺言を 夫婦で書いて 握手する

遺言は 老いた妻への 感謝状

ボケる前 ボケる前にと せかす妻
ありがとう その一言の 遺書でなき
高齢化 家族そろって 遺書を書き
遺書を読み ソッと去りゆく 脳や姪

遺産分け タダでもらうに なぜもめる
要るのかよ 親は要らぬと いった子が
号泣が ぴたりと止んだ 遺産分け
兄弟が 父の美田で 泥仕合
遺産分け 平等だから もめている
形見分け 欲しがるものは おなじもの

書くたびに だんだん人が 見えてくる
同居の分 色つけてと 願う嫁
粗大ゴミ なぜかこの頃 もてはじめ

今年2月の日本経済新聞にも相続のことが書いてあり、ここ10年で相談件数が倍増とか、遺言公正証書も増えています。このように遺言とか相続をとりまく情勢が非常に厳しいのが現実です。また、残された家族のためにも、資産整理、遺言はきっちりとすれば、不要な紛争が防止できます。

死は必ず訪れます。私にも皆さんにも。実は私もまだやってはいないんですけど、そのための準備をもう少ししたらやろうと思っているんです。遺言を引用される方が多いのは70代からですね。お互いが苦労して築いた財産ですから、妻の老後のために、夫の老後のために、公平にそれぞれが一緒に遺言状を作成したらいいのではないかでしょうか。

2 相 繙

(1) 相続の発生

人（被相続人）の死亡によって発生する。

(2) 相続人（法定相続人）

遺言がない場合に法律（民法）が定める相続人
例えば、配偶者、子、親（父母）、兄弟姉妹など

(3) 相続分（法定相続分）

遺言がない場合に法律（民法）が定める相続分
例えば、① 配偶者と子… 2分の1づつ
② 配偶者と親
…配偶者3分の2、親3分の1
③ 配偶者と兄弟姉妹
…配偶者4分の3、兄弟姉妹4分の1

(4) 相続する財産

① 相続財産となるもの

一般的に、被相続人の残した財産の全て、借金も該当

例えば、不動産、現金、預貯金、自動車、宝石、貸付金、借入金、ローン債務、特許権、賃借権、祖先の系譜、祭具、お墓 など

② 相続財産とならないもの

被相続人の一身に専属したもの

例えば、扶養を受ける扶養請求権、離婚に伴う財産分与請求権

（具体的な請求がされていないもの）など

生命保険金（平成22.4.1改正保険法の施行により、遺言によって保険金受取人の変更が可能となった。）、死亡退職金、ゴルフ会員権は

(5) 相続財産の分け方（遺産分割）

① 遺産分割協議

相続人の全員で話し合いにより分割を決める。
話し合いが整わないときは家庭裁判所に調停、審判を申し立てる。

② 遺言によって遺産分割を指定できる。

(6) 相続の承認（単純承認、限定承認）、放棄

① 単純承認…単純承認したときは、無限に被相続人の権利義務を承継する。

② 限定承認…相続人が相続によって得た積極財産の限度においてだけ被相続人の債務及び遺贈を弁済することを留保して相続を承認する。相続人の全員が限定承認することを要する。（家庭裁判所）

③ 放棄…相続を放棄した者は、初めから相続人とならなかったものとなる。（家庭裁判所）

(7) 相続人の欠格、推定相続人の廃除

① 欠格…民法に定める欠格事由に該当する違法行為があった人について、被相続人との関係で相続権を失わせるもの。

② 廃除…遺留分を有する推定相続人に、被相続人に対する虐待など一定の事由があるため、被相続人が、その推定相続人の相続権を失わせるもの。（家庭裁判所）

3 遺 言

(1) 遺言と遺書とは違う

自分遺産の処理をどのようにするかについて、生存中あらかじめきめておくもので、遺言者の意思に法的効果を認めて、その実現を保障するもの。

(2) 遺言は法的効果を持つ最後のメッセージであり 愛のメッセージでもある。

全ての人に必ず相続（死）という事態が生ずる。相続（死）は私達の意思に関係なくやって来る招かざる客である。これに対してあらかじめ積極的に準備しておくものが「遺言」である。

- ① 遺言者の死後の法律関係を定める最終的意志表示として大きな法的効果を持つ（最後のメッセージ）。
- ② 遺族間の紛争を防止できる（愛のメッセージ）。遺言がないとは、相続人の全員が一致した遺産分割協議が必要となり、親子、兄弟姉妹間での醜い争いが生じやすく、話がまとまらないとは、裁判所にもちだすことになる。
- ③ 相続に伴う手続が迅速に進められる（愛のメッセージ）。

不動産の登記、相続税の申告など

(3) 遺言の方式

① 自筆証書遺言

遺言者が遺言の内容の全てを自筆で書き、作成年月日、署名、押印して作成するもの。
裁判所での開封や検認手続が必要である。

② 公正証書遺言

遺言者が口述した遺言内容を、公証人が、遺言者と打合せを行い整理して作成するもの。

③ 秘密証書遺言

遺言者が、遺言の内容を自分の生前中は秘密にしたいが、その存在だけは明らかにしておきたいとして作成するもの。裁判所での開封及び検認手続が必要である。

いずれの遺言証書についても法律（民法）でその作成のための要件、手続が厳格に定められている。

その定められている要件等に反すると無効となる。

また、遺言の撤回や変更は、遺言の方式に従って自由にできる。新しい日付の遺言証書に効力がある。

(4) 遺言に書けること

ア 法律で決まっていること

(ア) 財産（遺産）に関するもの

- ① 遺産分割方法の指定、指定の委託
- ② 相続分の指定、指定の委託
- ③ 遺贈（遺言でする贈与）
- ④ 生命保険受取人の変更
- ⑤ 遺贈減殺方法の指定 など

(イ) 身分に関するもの

- ① 推定相続人の廃除とその取消
- ② 子の認知
- ③ 未成年後見人・未成年後見監督人の指定

(ウ) その他

- ① 祭祀承継者の指定（お墓、祭具、系譜の承継・これは相続人でなくてもよい。）
- ② 遺言執行者の指定、指定の委託

イ 法律で決まっているもの以外のこと（付言事項）
法的な効果はないが、遺言者の意思（遺志）が尊重され、希望などが結果的に実現されことがある。

(ア) 葬儀の方法

（イ）残された配偶者や家族への心遣いや遺言を行った理由などの付言事項

(5) 予備的遺言による紛争防止

「〇〇に相続させる。」旨の遺言を行った場合で、その〇〇が遺言者より先に死亡した場合や同時に死亡したときに、その承継関係について遺言者の意志を明らかにしておけば、紛争が防止できる。

これを予備的遺言といい、

例えば、

- 1 遺言者は、遺言者の有する一切の財産を、遺言者の長男 A（生年月日）に相続させる。
- 2 長男 A が遺言者より先に死亡、又は同時に死亡したときは、第 1 の財産は、孫 B（同長男 A の長男、生年月日）に相続させる。

として、その承継関係について遺言者の意志を明らかにしておくことができる。

(6) 遺留分

一定の相続人に一定割合の財産（遺産）を保障するもの。

- ① 遺留分を有する相続人（遺留分権者）と遺留分の割合

ア 配偶者と、子又は直系尊属のとき

（法定相続分の 2 分の 1）

イ 直系尊属のみのとき（法定相続分の 3 分の 1）

ウ 兄弟姉妹のとき（なし）

- ② 遺留分減殺請求権

相続の開始と減殺すべき贈与・遺贈を知ったときから1年間で消滅する。

また、相続の開始のときから10年を経過すると消滅する。

(3) 遺留分の放棄

相続の開始前に家庭裁判所の許可を受けて放棄できる。

相続の開始後は、家庭裁判所の許可を受けずに自由に放棄できる。

(7) 遺言が必要な場合、したほうが良い場合の例

①夫婦に子がないとき

②世話をしてくれた息子の嫁に残したいとき

③相続人がまったくいないとき

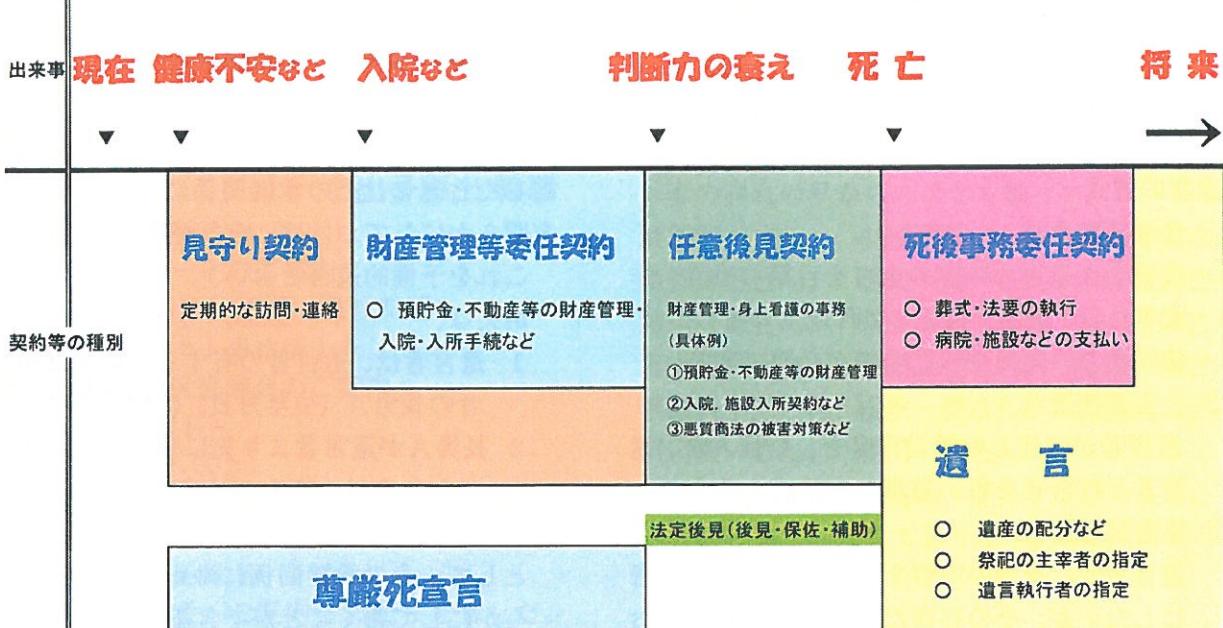
④内縁の妻がいるとき

⑤先妻の子と後妻の子がいるとき

- ⑥相続人ごとに特定の財産を譲りたいとき
- ⑦病弱や身障の子に多くの遺産を残したいとき
- ⑧恩人や世話をになった人に遺産を残したいとき
- ⑨個人企業、農業を経営しその事業を承継させたいとき
- ⑩遺産を自治体などに寄付をして公益のために役立てたいとき
- ⑪知的障害児を抱えている親が、自分が亡き後に遺産を特定の者に遺贈して、その者から定期的に一定額を自分の子に支給してもらいたいとき
- ⑫自分が亡き後、未成年の子の未成年後見人・未成年後見監督人を指定したいとき
- ⑬胎児に遺産を残したいとき
- ⑭自分の子として認知をしたいとき

老後の安心～財産管理の仕組み

三条公証役場 公証人 永井 敏夫



次週例会 4月4日 「GSEメンバー來訪例会」

次々週例会 4月11日 「会員卓話」 吉井直樹 会員

